

オープンレター

AIの拡散に対し世界の创作者と実演家はクリエイティブライツを求める

2023年7月20日

アーティフィシアルインテリジェンス（AI）が拡散する中、アーティスト、创作者、実演家は尊重されるべきであり、人間の創造性は保護されるべきであり、著作権の原則は強固であり続け、公平な許諾手段が開発され導入される必要がある。同時に、AI企業が利用される作品のアーティスト、実演家、そして生身の创作者に報酬を与えるためのグローバルなソリューションが採用されるべきである。

AIの発展は急激であり、前例がない。AIが我々の日々の生活に与え得る影響の範囲と衝撃を世界中の政府が認識しており、イノベーションと技術的な発展を維持しながらも、一般市民の利益を守るための手段を優先した。

生成AIモデルの際限なき開発と自由な利用により文化産業などの関係者と国際的なクリエイティブコミュニティが最も強い衝撃を受けることになる。世界中の政策立案者らが、多くの場合「研究」という隠れ蓑の下でAI学習のために自らの作品と実演が許可や対価還元はおろか認知すらされずに利用される创作者や実演家の意見を耳にしている。また、AI生成作品と、AI生成作品が人の創作物と偽られることに対する一般的で社会的な不安が蔓延している。

文化産業などの関係者と国際的なクリエイティブコミュニティは、AIが現在一般的にいくつもの有用で重要な目的に活用されていることを認識している。しかし、生成AIについては、世界中の政策立案者らが行動を起こし、現行の法規制を適応させ改善する明確で早急な必要性が生じている。文化産業などの関係者と国際的创作者コミュニティの利益が考慮されること、その一方でAIシステムが透明性を保ち、倫理的、公平で合法的に運営されることを確実にするため、政策協議の場に文化産業などの関係者と国際的创作者コミュニティが参画することは必須である。

以下に署名を付した600万もの全世界のアーティスト、创作者、実演家、出版社を代表する組織は、以下の7つの原則に沿った政策や法制度を策定し、採用することにコミットするよう各国政府と政策立案者らに呼び掛ける。

1. 创作者と実演家の権利はAIシステムによる利用に際して尊重され保護されなければならない

AIシステムは大量のデータを、通常は許可を得ずに、分析し、スクレイプし、利用する。これらのデータセットは著作権保護を受ける音楽、文学、視覚美術、視聴覚作品、実演を含む。これらの著作物やデータセットには価値があり、创作者と実演家は自らの作品と実演の利用を許可或いは禁止でき、またその利用に対して報酬を得る立場にあるべきである。

2. 許諾することを可能とし、これは推奨されるべきである

AI システムによる著作物、実演、データのすべての潜在的な利用に対する許諾を可能とするソリューションが利用可能であるべきである。これにより、データを必要とする開発者と、自らの作品がいかにして、またどの範囲で利用されるかを理解しようとする創作者と実演家の間での開けた対話が促進されるであろう。

3. 権利者が効果的にオプトアウトする機構を有しないテキストデータマイニングのための権利制限は避けるべきである

テキストデータマイニング (TDM) のためのものを含め、AI システムによる著作物と実演の無許諾及び無報酬での利用を認める権利制限は避けるべきである。既存の権利制限は明確化し、根底にあるデータの創作者と実演家だけでなく、そのデータを利用しようとする AI システムにとっても法的な確実性を与えるべきである。

4. クレジットされるべきである

創作者と実演家は、AI システムが自らの作品と実演を利用した場合は、認知されクレジットされる権利を有する必要がある。

5. AI のより公平な運用のために透明性を義務化するべきである

情報開示に関する法的な義務が適用されるべきである。これらは、(i) AI システムによる創作物と実演の利用に関する追跡と許諾を可能にするのに十分な情報開示、及び (ii) AI システムにより生成された作品と実演の特定を可能にするべきである。これにより創作者、実演家、創作物の消費者に対して公平な政策となる。

6. AI 運営者の法的責任

AI 企業に対しては、該当する記録を保持することについて法的な義務があるべきである。また、AI 運営者に対しても、創作者、実演家、権利者の権利を侵害する行為と生成物について、効果的な説明責任があるべきである。

7. AI は人間の創造性に仕える道具でしかなく、国際的な法解釈はこれを補強するべきである

AI モデルは単に人間の創造性に仕える道具として認識されるべきである。作品と実演の保護可能性について定義する場合、様々なレベルに広く分布される人間と AI の関わり方が考慮されるべきであるが、AI が自律的に生成した作品は人間が創作した作品と同レベルの保護を受けられ

ないことを政策立案者らは明確にするべきである。このトピックについては、最優先事項として早急に世界的な協議を開始するべきである。

.....

署名団体

AEPO-ARTISは、非営利組織であり、欧州における実演家の集中管理団体の最大の代弁者である。38の加盟団体は、オーディオおよびオーディオビジュアル分野で活躍する650,000以上の俳優、ミュージシャン、ダンサー、シンガーを代表している。www.aepo-artis.org

ALCAM（南米作詞作曲家連盟）は、南米の作詞家と作曲家のみによって結成された組織である。同連盟は、あらゆるアーティストの正当な人格権と経済的権利の促進と啓発およびその創作物に対する公正な報酬の促進に努めている。また、南米のクリエイターの利益を結集し、彼らの権利と利益のためにロビー活動を行うプラットフォームでもある。www.alcamusica.org

AMA（アフリカン・ミュージック・アカデミー）は、アフリカの音楽クリエイターの功績を称えることを目的としている。

APMA（アジア・太平洋音楽創作者連盟）は、2016年11月に北京で開催された世界創作者フォーラムで立ち上げられた。この地域からソングライターが集まり、オーストラリア、モンゴル、ニュージーランド、台湾、タイ、韓国、日本、ベトナムなど15の国と地域のクリエイターが憲章に署名した。APMAは、地域のアーティストが声を結集し、彼らの権利を理解し、認知を発展させ、クリエイターと彼らの作品を保護するために組織を指導することを支援する。www.musiccreatorsap.org

CIAGP（国際視覚芸術創作者評議会）は、世界中から視覚・造形芸術分野のクリエイターが一堂に会する組織である。同組織は、視覚芸術家の権利の管理に関する情報、アイデア、ベストプラクティス、経験、および実用的な助言の交換の場としての役割を果たしている。視覚芸術家の道徳的、職業的、経済的、法的利益を促進することを目的としたツールや活動が含まれる。

CIAM（国際音楽創作者評議会）は、音楽クリエイターの文化的・職業的志を指示している。CIAMの使命は、世界中のあらゆるレパートリー、あらゆる地域の音楽クリエイターの統一されたグローバルな声としての役割を果たすことである。CIAMは世界のさまざまな地域のパートナー組織を支援するために活動している。www.ciamcreators.org

CISAC（著作権協会国際連合）は、著作権団体の世界最大のネットワークである。世界116カ国の225の団体が加盟するCISACには、音楽、オーディオビジュアル、演劇、文学、視覚芸術など、あらゆる芸術レパートリーの500万人以上のクリエイターが参加している。CISACの会長はABBAの共同創設者であるシンガーソングライターBjörn Ulvaeus氏である。CISACは世界中のクリエイターの権利と利益を保護している。www.cisac.org

ECSA（欧州作詞作曲家連盟）は、ヨーロッパのネットワークであり、その主要な目的は、国内、ヨーロッパ、国際レベルで音楽著作権者の権利を擁護し、促進することである。同連盟は、作曲家やソングライターのための公正な商業的条件を提唱し、ヨーロッパにおける音楽創作の社会的・経済的発展の改善に努めている。ECSAは、ヨーロッパ全域に所在するメンバーと協力し、ヨーロッパ

及びそれ以外の地域における音楽創作の社会的・経済的発展の改善に努めている。
www.composeralliance.org/

IMPFは、独立系音楽出版社を国際的に代表する。IMPFは、世界中の独立系音楽出版社と、彼らが代表する作詞家、作曲家の芸術的、文化的、商業的多様性にとって、より有利なビジネスと起業環境の活性化を支援する、世界的な業界・支援団体である。www.impforum.org

MCNA（北米音楽創作者連盟）は、北米の音楽クリエイター・コミュニティを擁護し、そのための教育を行う独立系のソングライターと作曲家の団体のアライアンスである。加えて、MCNAはCIAMの加盟団体として、ヨーロッパ、中南米、アジア、アフリカの姉妹アライアンスと協力し、世界中の音楽クリエイターの利益をさらに増進させている。www.musiccreatorsna.org

SCAPRは、実演家の集中管理団体（CMO）を代表する国際連盟である。SCAPRの主なミッションは、公平性、効率性、正確性、透明性が確保され、継続的に改善される実演家の使用料の徴収・分配に関する世界的な国境を越えたシステムを支援、促進、維持することである。現在、SCAPRは100万人以上の実演家を代表して徴収を行う、42カ国の58のCMOを代表している。
www.scapr.org

（2023/8/2 更新 2団体追記）

BIEM（録音権協会国際事務局）は、録音権団体を代表する国際的な組織である。録音権団体は世界の殆どの国に存在している。それらの録音権団体は楽曲（音楽、文学、および演劇的作品を含む）の複製の許諾を行っている。現在、BIEMは55カ国の59団体を代表している。www.biem.org

EVA（欧州視覚芸術家協会）は、視覚芸術家の著作権集中管理団体の利益を代表している。EVAの傘下で、31の団体が会員またはオブザーバーとして加盟している。EVAは、美術・イラストレーション・写真・デザイン・建築およびその他の視覚芸術作品の約150,000人のクリエイターの著作権の集中管理を行っている。www.evartists.org